

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 利用料金の額の承認（2件）【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 6

北九州市告示第 4 2 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区響町一丁目 1 番地 2
ケイミュー株式会社北九州工場
工場長 濱畑隆司

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 1 番地 2
ケイミュー株式会社北九州工場

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の新規設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	5 4 号ロ 成形機	5 4 号ハ 水養生施設
名称	N o 1 押出機	N o 1 蒸気養生施設
能力	1 6 . 7 m ³ /時	3 2 t /時

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	N o 1 押出機	N o 1 蒸気養生施設
使用時間間隔	連続	連続
1 日当たりの使用時間	0 ~ 2 4 時間	0 ~ 2 4 時間
季節的変動	なし	なし
工事着手予定年月日	許可の日以降	許可の日以降

工事完成予定年月日	許可の日以降	許可の日以降
使用開始予定年月日	許可の日以降	許可の日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	N o 1 押出機	
汚水量 (m ³ /日)	通常	1 2
	最大	1 3
水素イオン濃度	1 1 ~ 1 2	
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	1 0
	最大	1 5
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常	1 5
	最大	2 0
リン含有量 (m g / ℓ)	通常	1
	最大	2

名称	N o 1 蒸気養生施設	
汚水量 (m ³ /日)	通常	5
	最大	6
水素イオン濃度	8 ~ 9	
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	5 0
	最大	6 0
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常	1 0 0
	最大	1 3 0
六価クロム化合物 (m g / ℓ)	通常	0 . 3
	最大	0 . 5

(5) 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

項目	変更前	変更後
----	-----	-----

		処理前	処理後	処理前	処理後
汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常	498	同左	498	同左
	最大	543	同左	543	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	350	5.9	350	5.9
	最大	500	15	500	15
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常	20	8.4	20	8.4
	最大	25	15	25	15
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	15	5.4	15	5.4
	最大	20	10	20	10
りん 含有量 (mg/ℓ)	通常	1	0.1	1	0.1
	最大	2	2	2	2

(6) 排水に関する事項

ア 排水口名

響灘排出口

イ 排水量及び汚染の状態

	変更前	変更後
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 698	同左
	最大 984	
水素イオン濃度	7～8	同左
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常 0.1	同左
	最大 0.2	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10	同左
	最大 15	
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 10	同左
	最大 15	
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 5	同左
	最大 10	
りん 含有量 (mg/ℓ)	通常 2	同左
	最大 5	

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年11月16日から同年12月7日まで（日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を
除く毎日午後8時30分から午後5時15分まで）

（2） 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した
文書を、平成29年12月7日までに上記縦覧場所に到着するように提出す
ること。

北九州市告示第 4 2 8 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの北九州市旧九州鉄道本社の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

区分			金額	
			大人	中学校の生徒以下の者（4歳未満の者を除く。）
入館料	個人	1人1回	円 300	円 150
	団体（30人以上）		240	120
ミニ列車	1台につき1回		300円	

北九州市告示第429号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例（平成15年北九州市条例第15号）第2条第3項の規定により、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの北九州市関門海峡ミュージアム等の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第6条及び福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則（平成15年北九州市規則第51号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月16日

北九州市長 北橋健治

施設の種類	金額				備考			
北九州市関門海峡ミュージアム	海峡こども広場入場料	個人	1人1回		100円	1歳未満の者については、利用料金を徴収しない。		
		団体（30人以上）			80円			
	—	9時～12時	12時～17時	17時～22時	—	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。		
	多目的ホール	円	円	円	—	1,100	1,700	2,800
	市民交流ギャラリー	円	円	円	—	800	1,300	—
	望遠鏡	1回（2分以内）100円						
	駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）1,000円			大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。		
		普通自動車	駐車を開始した時から12時間ごとに、3時間以内の駐車は1台につき1時間又はその端数ごとに200円、3時間を超えて12時間以内の					

		駐車は1台につき 800円とする。) 第3条に規定する ところによる。
		回数 200円券11枚につき2,000円	
		券 200円券100枚につき16,000円	
		200円券1,000枚につき130,000円	
		200円券5,000枚につき500,000円	
映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	オーバーヘッドカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに375円	
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円	
	デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
	デジタルビデオディスクデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに700円	
	レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円	
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円	

	マイクロホンス タンド（卓上型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに25 円	
	マイクロホンス タンド（床置型 ）	1本につき1時間又 はその端数ごとに50 円	
	ホール備付音響 システム	1式につき1時間又 はその端数ごとに 2,000円	
	ワイヤレスマイ ク	1式につき1時間又 はその端数ごとに 500円	
照明設備	アッパーホリゾ ントライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	ローアホリゾン トライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
	スポットライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに60 円	
	ピンスポットラ イト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 325円	
	ボーダーライト	1台につき1時間又 はその端数ごとに 100円	
舞台設備	演台	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	
	簡易ステージ	1台につき1時間又 はその端数ごとに75 円	

		ユニット式ステージ		1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1,300 円		
		コードリール		1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 75 円		
		花台		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 50 円		
	その他の設備・器具	展示用パネル		1 台につき 1 日ごとに 200 円		
	冷暖房設備	多目的ホール		30 分又はその端数ごとに 130 円		
		市民交流ギャラリー		30 分又はその端数ごとに 140 円		
福岡県関門海峡ミュージアム	展示室観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒		
		個人	500 円	200 円		
		団体（30人以上）	400 円	160 円		
北九州市旧大阪商船	展示室	陳列品の観覧料	—	大人	小・中学校の児童及び生徒	
			個人	1	100 円	50 円
			団体（30人以上）	1 回	80 円	40 円
	多目的ホール	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 30 割に相当する額と	
		700 円	1,100 円	1,800 円		

					する。	
	ピアノ	5時間又はその端数ごとに1,000円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。	
	冷暖房設備	多目的ホール	30分又はその端数ごとに210円			
北九州市旧門司三井倶楽部	2階	—	大人	小・中学校の児童及び生徒		
	入館料	個人	1人1回	100円	50円	
		団体（30人以上）		80円	40円	
	多目的スペース	9時～12時	12時～17時	17時～22時	営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。	
		700円	1,100円	1,800円		
		ピアノ	5時間又はその端数ごとに5,000円			ピアノ利用料には、調律料を含まない。
		冷暖房設備	多目的スペース	30分又はその端数ごとに100円		
北九州市門司港レトロ観光物産館	—	9時～17時	17時～22時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の30割に相当する額とする。	
	多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに500円	1時間又はその端数ごとに800円			
	多目的ホールA	1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円			
	多目的ホールB	1時間又はその端数ごとに250円	1時間又はその端数ごとに400円			
	冷暖房設備	多目的ホールA・	30分又はその端			

	備	B	数ごとに420円		
		多目的ホールA	30分又はその端 数ごとに210円		
		多目的ホールB	30分又はその端 数ごとに210円		
北九州市門 司港レトロ 駐車場	大型自動 車及び中 型自動車	1台1回（1日以内）1,000円			大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、改正前の 道路交通法第3条に 規定するところによ る。
		普通自動 車	駐車を開始した時から12時間ごとに 、3時間以内の駐車は1台につき1時 間又はその端数ごとに200円、3時間 を超えて12時間以内の駐車は1台に つき800円とする。		
	回数	200円券11枚につき2,000円			
	券	200円券100枚につき16,000 円			
		200円券1,000枚につき 130,000円			
		200円券5,000枚につき 500,000円			
北九州市門 司港レトロ 展望室	展望室入 館料	—	大人	小・中学校の 児童及び生徒	
		個人	1人1	300円	150円
	団体（ 30人 以上）	回	240円	120円	
	望遠鏡	1回（2分以内）100円			